

県外から県内に蜜蜂を移動される方

県外から転飼する場合は、通常の転飼許可申請に加えて、本申請書も提出する必要があります。

別記様式第3号(第3条関係)

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

転飼を行う2か月前までに提出しなければなりません。

令和 年 月 日

石川県知事 様

本籍地 石川県金沢市広坂1-1

現住所 石川県金沢市鞍月1-1

通信連絡場所 同上

電話番号 076-225-1623

氏名又は名称及び代表者氏名

石川 太郎

転飼しようとする土地の所有者の住所氏名を記載してください。

(自己所有地の場合も記載が必要です)

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	飼育予定最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者住所氏名
石川県羽咋郡宝達志水町坪山ナ部93-2 畜産試験場内	石川県金沢市鞍月1-1 石川県	10	5月 1日から 6月30日まで	石川 太郎
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

転飼場所、計画蜂群数及び期間は2種類の申請書で同一内容を記載してください。

備考

- 1 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入してください。
- 2 転飼しようとする転飼場所付近の見取図を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。